| 女川原子力発電所第 2 号機 |  |
| :---: | :---: | 工事計画審査資料

## 基本設計方針に関する説明資料

【第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷 の防止】

- 先行審査プラントの記載との比較表
- 要求事項との対比表
（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7）
－各条文の設計の考え方
（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－6）

[^0]差異理由
运道 if お水評
子炉離川小 K猚用滴機能
設計設計
【12
先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

 それがない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能を損なうおそれがない設計）とする。【12条3】
赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）
先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

|  | 差異理由 |
| :---: | :---: |
|  | 記載箇所の相違 |


先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）


設備名称の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
$\quad$ ：前回提出時からの変更箇所

【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比


[^1]
がある事故が発生した場合において，炉心，使用済
料プール内の燃料体等，及び，運転停止中における



【12条9】
溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を，「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要分類審査指針」という。）における分類のクラス 1 ， とする。
この中から，溢水防護上必要な機能を有する構築物，
系統及び機器を選定する。
具体的には，運転状態にある場合には発電用原子炉
を高温停止，引き続き低温停止することができ，並ひ

び使用済燃料プールの泠却機能及び給水機能を維持す
るために必要となる，重要度分類審査指針における分
類のクラス 1,2 に属する構築物，系統及び機器に加え，
安全評価上その機能を期待するクラス 3 に属する構築
物，系統及び機器を抽出する。
以上を踏まえ，防護すべき設備のうち溢水防護対象設備として，重要度の特に高い安全機能を有する構築
統及び機器を抽出する。
【12条8】
機能及び給水機能を維持するために必要な構築物，系
統及び機器を抽出する。
家多 to

[^2]差異理由

差異理由


 プール等のスロッシングによる漏えい水を溢水源とし て設定する。
 まと 6 谷綝と
耐震対策工事の実施又は設計上の裕度の考慮により，
基準地震動 S s による地震力に対して耐震性が確保さ
溢水源と

断を考慮した溢水量とし，溢水源となる容器について
は全保有水量を考慮した溢水量とする。
また，使用済燃料プールのスロッシングによる溢水
量の算出に当たっては，基準地震動 S s により発生す


## 資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

[^3]設備名称の相違

[^4]| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所2号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 2.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定 <br> 溢水影響を評価するために，溢水防護区画及び溢水経路を設定する。 <br> 溢水防護区画は，防護すべき設備が設置されている全 ての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備 へのアクセス通路について設定する。 <br> 溢水防護区画は壁，扉，堰，床段差等，又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し，溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対 して，当該区画内の溢水水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。 <br> また，消火活動により区画の扉を開放する場合は，開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路と する。 <br> 【12 条 15】 <br> 溢水経路を構成する水密扉に関しては，扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。 <br> 常設している堰の取り外し及びハッチを開放する場合の運用を保安規定に定めて管理する。 <br> 【12条16】 | ＜柏崎刈羽 7 号との比較＞記載位置の相違（女川は【12 条 16】に記載 している。） <br> ＜柏崎刈羽 7 号との比較＞設計の差異 <br> （プラント立地条件の相違による差異） <br> 表現の相違 <br> （女川は運用を定める堰及びハッチを限定 しない記載表現としている） |

紫


[^5]先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）
女川原子力発電所 2 号機
5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内
ど発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針
5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針
発生を想定する溢水量，溢水防護区画及び溢水経路
ら算出される溢水水位と防護すべき設備が要求され
機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高
」という。）を評価し，防護すべき設備が要求される
また，溢水の流入状態，溢水源からの距離，人員のア
また，溢水の流入状態，溢水源からの距離，人員のア
クセス等による一時的な水位変動を考慮し，機能喪失


【12 条 17】



 により溢水伝播を防止するための対策を実施する。

【12 条 18】

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機較表

| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所 2 号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 2.5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内 で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 2．5．1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針 <br> 発生を想定する溢水量，溢水防護区画及び溢水経路 から算出される溢水水位と防護すべき設備が要求され る機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高 さ」という。）を評価し，防護すべき設備が要求される機能を損ならおそれがない設計とする。 <br> また，溢水の流入状態，溢水源からの距離，人員のア クセス等による一時的な水位変動を考慮し，機能喪失高さは溢水による水位に対して裕度を確保する設計と する。 <br> 【12条17】 <br> 没水の影響により，防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は，溢水水位を上回る高さまで，溢水により発生す る水圧に対して止水性（以下「止水性」という。）を維持する壁，扉，堰，逆流防止装置及び貫通部止水処置 により溢水伝播を防止するための対策を実施する。 <br> 止水性を維持する浸水防護施設については，試験又 は構造健全性評価にて止水性を確認する設計とする。 <br> 【12条18】 | 表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 |

[^6]表現の相違

## 先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）




 を設計時に確認する。
消火対象以外の設備への誤放水がないよう，消火水
保安規定に定めて管理する。
【12 条 20】
d

$$
\square
$$

紸
遇
e x

## 【12条19】


を設計時に確認する。
【12 条 19】

$\square$
正

[^7]先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所2号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 2．5．3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 <br> 発生を想定する漏えい蒸気，区画間を拡散する漏え い蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について，設定した空調条件や解析区画条件により防護すべき設備に与える影響を評価し，防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。 <br> また，漏えい蒸気による環境条件（温度，湿度及び圧力）を想定した試験又は机上評価により，防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計又は配置とする。 <br> 【12条21】 <br> 漏えい蒸気の影響により，防護すべき設備が要求さ れる機能を損ならおそれがある場合は，漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。 <br> 具体的には，漏えい蒸気による機器への影響を考慮 した試験で性能を確認した保護カバーを設置し，蒸気影響を緩和することにより防護すべき設備が要求され る機能を損なうおそれがない設計とする。 <br> 【12条22】 | 表現の相違 <br> 表現の相違 <br> 設計の差異 <br> （女川は，漏えい蒸気の影響により防護すべ き設備が要求される機能を損なうおそれが あるエリアとして，原子炉建屋原子炉棟及び タービン建屋を考慮しており，原子炉建屋原子炉棟については，通過している加熱蒸気配管に対して破損想定除外評価を実施し，蒸気配管に対する対策は実施しない。また，ター ビン建屋については，気体廃棄物処理設備工 リア排気放射線モニタの防護のために，蒸気保護カバーを設置する方針としている。） |力）を想定した試験又は机上評価により，防護すべき設備が要求される機能を損ならおそれがない設計又は配惪とする

【12 条 21】
漏えい蒸気の影響により，防護すべき設備が要求さ
れる機能を損ならおそれがある場合は，漏えい蒸気影
響を緩和するための対策を実施する。

> 具体的には, 漏えい蒸気による機器への影響を考慮した試験で性能を確認した保護力バーを設置し, 蒸気影響を緩和することにより防護すべき設備が要求される機能を損ならおそれがない設計とする。
> 【12 条 22 】

[^8]先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所 2 号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | また，主蒸気管破断事故時等には，原子炉建屋原子炉棟内外の差圧による原子炉建屋ブローアウトパネル <br> （設置枚数 1 枚，開放差圧 4.4 kPa 以下）（原子炉格納施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用）の開放 により，溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する設計とする。 <br> 【12条23】 <br> 2．5．4 使用済燃料プールのスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針 <br> 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては，基準地震動 S s による地震力によっ て生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価し，使用済燃料プール外へ漏えいする水量を考慮す る。 <br> その際，使用済燃料プールの初期水位は，スキマサ ージタンクへのオーバーフロー水位として評価する。 <br> 算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料プ ールの水位低下を考慮しても，使用済燃料プールの泠却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を確保し， それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽水位を維持できる設計とする。 <br> 【12条24】 | 設備名称の相違 <br> 設計の差異 <br> （設置枚数及び開放差圧の相違。原子炉建屋 ブローアウトパネルの兼用登録の相違） <br> ＜柏崎刈羽 7 号との比較＞ <br> 設計の差異 <br> （蒸気影響軽減を期待するブローアウトパ ネルの相違。なお，原子炉建屋とタービン建屋間のブローアウトパネルは，重大事故等時 において開放した場合に再閉止することが配置制約上困難であるため，閉鎖する方針と している。） <br> 表現の相違 <br> 表現の相違 |
|  |  |  | 設計の差異 <br> （女川はスロッシング後のプールへの水の戻りを考慮（期待）しない評価であることか ら記載していない。） |

【12条23】
2．5．4 使用済燃料プールのスロッシング後の機能維
持に関する溢水評価及び防護設計方針
使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては，基準地震動 S s による地震力によっ

 ミْ
その際，使用済燃料プールの初期水位は，スキマサ
ージタンク～のオーバーフロー水位として評価する。
算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料プ

 それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽水位を維持できる設計とする。

## 設計の差異

（女川はスロッシング後のプールへの水の
戻りを考慮（期待）しない評価であることか
ら記載していない。）

[^9]先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）女川原子力発電所 2 号機
2.6 防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外
で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針
防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発
生を想定する溢水である循環水配管等の破損による溢
水，屋外タンクで発生を想定する溢水，地下水等によ
る影響を評価し，防護すべき設備を内包する建屋内及
びエリア内溢水が流入し伝播しない設計とする。
具体的には，溢水水位に対して止水性を維持する壁，
播を防止する設計とする。
【12 条 25 】

【12条25】
えい検出制御盤及び監視盤）を設置する。

水室出入口弁を自動閉止する設計とする。
差異理由
表現の相違

（記載箇所の相違
（女川は，次の段落に記載）

設計の差異
（プラント設備構成の相違による対策対象系統の相違）
（自動隔離に関する内容を記載しているた め，遠隔手動操作については記載しない）設計の差異
（溢水箇所の隔離弁は復水器水室出入口弁 となることから，循環水ポンプ出口弁は記載
していない） していない。）

設計の差異
（隔離時間の相違）
表現の相違
設計の差異
（女川において，伸縮継手を可撓継手構造と する対策は採用していない。）

## 資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

$\qquad$


【12条26】
赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）
先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

| 女川原子力発電所 2 号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: |
| タービン建屋内におけるタービン補機冷却海水系配管の破損による溢水量低減については，破損箇所から の溢水を早期に自動検知し，隔離を行うために，ター ビン補機冷却海水系隔離システム（漏えい検出器，タ ービン補機冷却海水ポンプ出口弁並びに漏えい検出制御盤及び監視盤）を設置する。タービン補機冷却海水系隔離システムは，隔離信号発生後，約 30 秒でタービ ン補機冷却海水ポンプを停止するとともに，タービン補機冷却海水ポンプ出口弁を自動閉止する設計とす る。 <br> 【12 条 27】 | 設計の差異 <br> （プラント設備構成の相違による対策対象系統の相違） |
| また，地下水に対しては，地下水位低下設備のうち揚水ポンプの故障等より建屋周囲の水位が地表面まで上昇することを想定し，建屋外周部における壁，扉，堰等により溢水防護区画を内包する建屋内への流入を防止するとともに，地震による建屋外周部からの地下水の流入の可能性を安全側に考慮しても，防護すべき設備が要求される機能を損なわない設計とする。 <br> 【12条28】 | 設備名称の相違 <br> 表現の相違 <br> 設計の差異 <br> （女川は地下水の影響を考慮している。） <br> $<$ 柏崎刈羽 7 号との比較 $>$ <br> 設計の差異 <br> （女川は浸水防護対策として，地下水低下設備を期待しない設計としている。） |
| 止水性を維持する浸水防護施設については，試験又 は机上評価にて止水性を確認する設計とする。 【12 条 29】 |  |

[^10]差異理由
女川原子力発電所 2 号機
2.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及
び防護設計方針
放射性物質を含む液体を内包する容器，配管その他
の設備（ポンプ，弁，使用済燃料プール，原子炉ウェル
及び蒸気乾燥器•気水分離器ピット）からあふれ出る
放射性物質を含む液体の溢水量，溢水防護区画及び溢
水経路により溢水水位を評価し，放射性物質を内包す
る液体が管理区域外に漏えいすることを防止し伝播し
ない設計とする。なお，地震時における放射性物質を
含む液体の溢水量の算出については，要求される地震
力を用いて設定する。
【12 条 30】
放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播するおそ
れがある場合には，溢水水位を上回る高さまで，止水
性を維持する堰及び水密扉により管理区域外への溢水
伝播を防止するための対策を実施する。
【12 条 31 】
先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

，【12条31
赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）


のとおりとする。
浸水防護施設が要求される機能を維持するため，計画的に保守管理，点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施する。【12条32】

止水に期待する壁，堰，扉，蓋，逆流防止装置及び貫通部止水処置のらち，地震に起因する機器の破損等に託借につい
 び地震後においても，溢水伝播を防止する機能を損な らおそれがない設計とする。ただし，放射性物質を含
設置する堰については，要求される地震力に対し，地震時及び地震後においても，溢水伝播を防止する機能

を損ならおそれがない設計とする。
【12 条 33 】
を損ならおそれがない設計とする。
【12 条 33 】
【12条34】 ては，配管の破断により発生する荷重に対し，蒸気影響を緩和する機能を損なうおそれがない設計とする。
差異理由
東海第二発電所

## 㕶

の基本双計ノ金け
－-1 $\square$
$\square$
$\square$ － $\square$都
前回提出時からの変更箇所
先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

| 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所 2 号機 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 循擐水系配管及びタービン補機冷却海水系配管の破損箇所からの溢水量を低減する循睘水系隔離システム及びタービン補機冷却海水系隔離システムの設計にお いては，基準地震動 S s による地震力に対し，地震時及び地震後においても，溢水量を低減する機能を損な らおそれがない設計とする。 <br> 【12条35】 | 設計の差異 <br> （プラント設備構成の相違による対策対象系統の相違） <br> 表現の相違 |


| 赤色：様式－6 に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潅規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条 10 I ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則 <br> 及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :--- | :--- | :--- |
| 1．安全設計 |  |  |
| 1.1 安全設計の方針 | 当該条文は全て追加要求の |  |
| 1.1 .7 重大事故等対処設備 | ため，変更後のみに記載す |  |
| に関する基本方針 | る。 |  |
| 1.1 .7 .1 多様性，位置的分 |  |  |
| 散，悪影響防止等 |  |  |
| （1）多様性，位置的分散 |  |  |
|  |  |  |

要求事項との対比表
共通要因としては，環境条件，自然現象，発電所敷地又はその周辺において想定 される発電用原子炬施設の安全性を損なわせる原因と なるおそれがある事象であ
って人為によるもの（人為事象），溢水，火災及びサポ
一ト系の故障を考慮する。
重大事故緩和設備につい
ても，共通要因の特性を踏
まえ，可能な限り多様性を
有し，位置的分散を図るこ
 a．常設重大事故等対処設
備
 は，設計基準事故対処設備等の安全機能と共通要因に よって同時にその機能が損
なわれるおそれがないよ


適切な措置を講じる設計と する。


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7



| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】 |  |  |  | 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線）青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの茶色：設置変更許可と基本設計方針（後） 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後） | 以外か岏板 <br> D対比 | 1 ○○条○○1：関連する資 ＜関連する資料＞ <br> - 様式－1 への展開表（補 <br> - 技術基準要求機器リスト $\square$ <br> 前回提出時か | 紐づけるための付番 <br> 明書 別添－1） | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 要求事項との対比表 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 技術基準規則•解釈 | $\begin{gathered} \hline \text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針 (前) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針 } \left.{ }^{(\text {後 }}\right) \end{gathered}$ | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 添付書類八 | $\begin{aligned} & \text { 設置言 } \\ & \text { 及び基 } \end{aligned}$ | 技術基準規則計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  | 2．発電用原子炉施設内に おける溢水等による損傷の防止 <br> 2.1 溢水防護等の基本方針 | ロ 発電用原子炉施設の一般構造 <br> （ i ）本発電用原子炉施設 は，（1）耐震構造，（2）耐津波構造に加え，以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 <br> a．設計基準対象施設 <br> （d）溢水による損傷の防止等 | メータ（当該パラメータの他チャンネルの計器を除 く。）による推定は，重要監視パラメータと異なる物理量又は測定原理とする等，重要監視パラメータに対し て可能な限り多様性を有す る方法により計測できる設計とする。 <br> 重要代替監視パラメータ は重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。①（3）b 重複） b ．可搬型重大事故等対処設備 <br> 地震，津波，溢水及び火災 に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能 を損ならおそれがないよう に，設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し て保管する設計とする。① （3） C 重複） <br> 1.7 溢水防護に関する基本方針 <br> 「設置許可基準規則」の |  |  |  |  |







| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 添付書類八 | $\begin{gathered} \text { 設置諎 } \\ \text { 及び基 } \end{gathered}$ | 可技術基漼規則 設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  | るために必要となる，重要度分類審査指針における分類のクラス 1,2 に属する構築物，系統及び機器に加え，安全評価上その機能を期待 するクラス 3 に属する構築物，系統及び機器を抽出す る。 <br> 以上を踏まえ，防護すべ き設備のらち溢水防護対象設備として，重要度の特に高い安全機能を有する構築物，系統及び機器，並びに，使用済燃料プールの泠却機能及び給水機能を維持する ために必要な構築物，系統及び機器を抽出する。 <br> （4）【12 条8】 <br> また，重大事故等対処設備は，重大事故に至るおそ れがある事故が発生した場合において，炉心，使用済燃料プール内の燃料体等，及 び，運転停止中における原子炬の燃料体の著しい損傷 を防止するために，また，重大事故が発生した場合にお いても，原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止 するために必要な設備を防護すべき設備として抽出す る。 <br> （4）【12条9】 |  | 重要度分類審査指針におけ <br> る分類のクラス $1, ~ 2$ に属 <br> する構築物，系統及び機器 <br> に加え，安全評価上その機 <br> 能を期待するクラス3に属 <br> する構築物，系統及び機器 を抽出する。 <br> 以上を踏まえ，溢水防護対象設備として，重要度の特に高い安全機能を有する構築物，系統及び機器並び に使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持す るために必要な構築物，系統及び機器を抽出する。 <br> （4）$b$ <br> なお，上記に含まれない構築物，系統及び機器は，溢水により損傷した場合であ っても，代替手段があるこ と等により安全機能は損な われない。 <br> 以上の考えに基づき選定 された溢水から防護すべき系統設備を第1．7－1表に示 す。 <br> なお，抽出された溢水防護対象設備のうち，以下の設備は溢水影響を受けて も，必要とされる安全機能 を損なわないことから，溢水による影響評価の対象と して抽出しない。 <br> （1）溢水の影響を受けない静的機器構造が単純で外部 から動力の供給を必要とし ないことから，溢水の影響 | 設備記載 <br> （「防護 <br> 重大事 <br> 定） | の適正化 <br> べき設備」として等対処設備を設 | 浸水防護設備 <br> 2.2 防護すべき設定 |  |



| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】 |  |  |  |  <br> 槐：： <br>  |  |  | 基本設計方針を組かけるための付番 <br> 資料） た根执に関する㜔明書 別暴－1）更䈉所 | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書 基本設計方針（前） | $\begin{gathered} \text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針 } \left.{ }^{(\text {後 }}\right) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 添付書類八 } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 設置 } \\ & \text { 及び基 } \end{aligned}$ | 技術基準規則計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  | より生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。），発電所内で生じる異常状態 （火災を含む。）の拡大防止 のために設置される系統か らの放水による溢水（以下 <br> 「消火水の放水による溢水」という。）並びに地震に起因する機器の破損及び使用済燃料プール等のスロッ シングにより生じる溢水 （以下「地震起因による溢水」という。）を踏まえ，溢水源及び溢水量を設定す る。 <br> また，その他の要因によ る溢水として，地下水の流入，地震以外の自然現象，機器の誤作動等により生じる溢水（以下「その他の溢水」 という。）の影響も評価す る。 （5） a （5） $\mathrm{b}(5) \mathrm{c}(5) \mathrm{d}(5) \mathrm{e}$ 【12 条 10】 | 以下の溢水を主として想定 する。また，溢水評価に当た っては，溢水防護区画を設定し，溢水評価が保守的に なるように溢水経路を設定 する。 1 （6）c 重複） <br> －溢水の影響を評価するた めに想定する機器の破損等により生じる溢水（5）a <br> －発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（5）b <br> －地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（使用済燃料プール等のスロ ッシングにより発生する溢水を含む。）（5）c <br> 溢水評価に当たつては，溢水防護対象設備の機能霝失高さ（溢水の影響を受け て，溢水防護対象設備の安全機能を損ならおそれがあ る高さ）及び溢水防護区画 を構成する壁，扉，堰，設備等の設置状況を踏まえ，評価条件を設定する。（4） <br> 溢水評価において，溢水影響を軽減するための壁，扉，堰等の浸水防護設備，床 ドレンライン，防護カバー， ブローアウトパネル等の設備については，必要により保守点検や水密扉閉止等の運用を適切に実施すること により，溢水防護対象設備 | 以下の溢水を想定して評価 することとし，評価条件に ついては溢水評価ガイドを参照する。 <br> a．溢水の影響を評価する ために想定する機器の破損等により生じる溢水（以下 <br> 「想定破損による溢水」と いう。） <br> b．発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水 <br> （以下「消火水の放水によ る溢水」という。） <br> c．地震に起因する機器の破損等により生じる溢水 <br> （使用斎燃料プール等のス ロッシングにより発生する溢水を含む。）（以下「地震起因による溢水」という。）（5） d <br> d．その他の要因（地下水の流入，地震以外の自然現象，機器の誤作動等）により生 じる溢水（以下「その他の溢水」という。）（5） <br> 溢水源となり得る機器 は，流体を内包する容器及 び配管とし，a．又はc．の評価において破損を想定す るものは，それぞれの評価 での溢水源として設定す る。 <br> a．又はb．の溢水源の想定に当たっては，一系統に |  |  | 設定 |  |





| 赤色：様式－6 に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 【OO条 OO 】 ：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <br> ＜關連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |

回
備考 $\square$

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】
要求事項との対比表

[^11]本文

要氺 | 設置許可申請書 | 設置許可，技術基準規則 |
| :---: | :---: |
| 沃付書頪八 | 及び基本設計方針との対比 |




| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準㚘則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○】：関連する資料と基本設計方針を細づけるための付番 <br> ＜関連する資料〉 <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 備考 |
| :---: |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| （5）$b$ 引用元 ：P10 |
| （5） g用元 ：P16 |




| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準㚘則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○】：関連する資料と基本設計方針を細づけるための付番 <br> ＜関連する資料〉 <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 済燃料プールのスロッシン |  |  |
| グによる漏えい水を溢水源 |  |  |
| として設定する。（5）i |  |  |
| （2）使用済燃料プールのス |  |  |
| ロッシングによる溢水量の |  |  |
| 設定 |  |  |
| 使用済燃料プールのスロ |  |  |

要求事項との対比表 $\qquad$
本文
る。（5）1
また，施設定期検査中の
使用済燃料プール，原子炉
ウェル及び蒸気乾燥器•気
ングについても評価を実施 する。（5）m（10）

方を以下に示す。
•構造強度評価に
－構造強度評価に係る応答
解析は，基準地震動 S s
を用いた動的解析による
こととし，機器の応答性
状を適切に表現できるモ
デルを設定する。
その上で，当該機器の
据付床の水平方向及び鉛
直方向それぞれの床応答
を用いて応答解析を行
い，それぞれの応答解析

設計及で工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】

| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書 | 設工認申請書 |
| :---: | :---: | :---: |
| 基本設計方針（前） | 基本設計方針（後） |  |


$\qquad$
，


| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】要求事項との対比表 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書基本設計方針（前） | $\begin{gathered} \text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針 (後) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | 設置許可申請書 添付書類八 | $\begin{aligned} & \text { 設置許 } \\ & \text { 及基本 } \end{aligned}$ | 技術基準規則計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  | その他の溢水について は，地下水の流入，降水，屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水，機器の誤作動，弁グランド部及び配 |  | －応答解析に用いる減衰定数は，安全上適切と認め られる規格及び基準，既往の振動実験，地震観測 の調査結果等を考慮して適切な値を定める。 <br> －応力評価に当たり，簡易的 な手法を用いる場合は，詳細な評価手法に対して保守性を有するよう留意 し，簡易的な手法での評価結果が厳しい箇所につ いては詳細評価を実施す ることで健全性を確保す る。 <br> －基準地震動 S s による地震力に対する発生応力の評価基準値は，安全上適切と認められる規格及び基準で規定されている値又は試験等で妥当性が確認されている値を用い る。 <br> －バウンダリ機能確保の観点から，設備の実力を反映する場合には，規格基準以外の評価基準値の適用も検討する。 <br> 1．7．3．4 その他の溢水 <br> その他の溢水について は，地下水の流入，降水，屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水，機器の誤作動，弁グランド部及び配 | 同趣旨現の違 | 己載であるが，表 よる差異あり | 浸水防護設備 <br> 2.3 溢水源及び溢水設定 |  |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第12条 発電用原子炬施設内における溢水等による損傷の防止】
要求事項との対比表

いる場合は除く。）保守的な
いる場合は除く。）
条件で溢水経路を設定し，
溢水防護区画内の溢水水位
を算出する。
なお，上層階から下層階 への伝播に関しては，全量
が伝播するものとする。 3

溢水経路を構成する壁，
扉，堰，床段差等は，基準地
震動 S s による地震力等の
溢水の要因となる事象に伴
い生じる荷重や環境に対
L，必要な健全性を維持で
し，必要な健全性を維持で
きるとともに，保守管理及
び水密扉閉止等の運用を適
切に実施することにより溢
水の伝播を防止できるもの
とする。（5）
なお，溢水が長期間滞留
する区画境界の壁にひび割
れが生じる場合は，ひび割
れからの浸水量を算出し，
溢水評価に影響を与えない
ことを確認する。③
ことを確認する。 ③
また，貫通部に実施した
流出及び流入防止対策も同
様に，基準地震動 S s によ
る地震力等の溢水の要因と
なる事象に伴い生じる荷重
や環境に対し，必要な健全
性を維持できるとともに，
保守管理を適切に実施する
ことにより溢水の伝播を防
止できるものとする。 5 ）



| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 1OO条○○1：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 <br> ＜関連する資料〉 <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則 <br> 及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 消火水の流入を考慮する |  |  |


要求事項との対比表

[^12]K

を開放する場合は，開放し
また，施設定期検査作業

ラントの保守管理上やむを

状態と一時的に異なる状態
となった場合も想定する。
1 1（10重複）
具体的には，プラント停止
ハッチ開放時における溢水
影響について評価を行い，
ハッチ開放時の堰の設置に
ない運用を行う。⑤
防護するための設計方針
想定破損による溢水，消
震起因による溢水及びその
他の溢水に対して，溢水防
護対象設備が以下に示す没
水，被水及び蒸気の影響を
受けても，発電用原子炉を
高温停止でき，引き続き低
泪停止及び故射性物斦の間
じ込め機能を維持できる設

| n |
| :---: |
| to |
| － |
| 夜 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第12条 発電用原子炬施設内における溢水等による損傷の防止】

| 技術基準規則•解釈 | $\begin{array}{c}\text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針（前）}\end{array}$ | $\left.\begin{array}{c}\text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針（後）}\end{array}\right)$ |
| :---: | :---: | :---: |




| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7 <br> 【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】 |  |  |  | 赤色：様式－6 に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  |  <br>  <br>  <br>  <br>  |  | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 要求事項との対比表 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \hline \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \\ \hline \end{gathered}$ |  |  | 設置許可申請書添付書類八 | $\begin{aligned} & \text { 設置誖 } \\ & \text { 及び基 } \end{aligned}$ | 技術基準規則計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  |  | さらに，溢水防護区画へ の資機材の持ち込み等によ る床面積への影響を考慮す ることとする。 <br> 機能震失高さについて は，溢水防護対象設備の各付属品の設置状況も踏ま え，没水によって安全機能 を損ならおそれのある最低 の高さを設定する。 <br> 溢水防護対象設備の機能喪失高さ設定における考え方の例を第 1．7－2 表に示 す。③ <br> b．溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有してお り，各々が同時に溢水の影響を受けないような別区画 に設置され，同時に安全機能を損ならことのないこ と。①（4）a 重複） <br> その際，溢水の影響によ り発電用原子炉に外乱が及 び，かつ，安全保護系，原子炉停止系の作動を要求され る場合には，その溢水の影響を考慮した上で，安全評価指針に基づき必要な機器 の単一故障を考慮し，発生 が予想される運転時の異常 な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行う こと。（1）（2）b 重複） |  |  |  |  |



| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準㚘則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○】：関連する資料と基本設計方針を細づけるための付番 <br> ＜関連する資料〉 <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則 <br> 及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :--- | :--- |
| 減し，溢水源から除外する |  |  |
| ことにより溢水量を低減す |  |  |
| る。 |  |  |
| d．地震起因による溢水に |  |  |

対しては，破損を想定する
機器について耐震対策工事
を実施することにより基準

対して耐震性を確保する設
計とし，溢水源から除外す
ることにより溢水量を低減
する。

器の誤作動や弁グランド


漏えい検知システムや床ド


水防護対象設備の安全機能
が損なわれない設計とす
る。③

逝
夜
N
to
a．溢水防護対象設備の設
置高さを嵩上げし，評価の
各段階における保守性と併
せて考慮した上で，溢水防
護対象設備の機能喪失高さ
護対象設備の機能喪失高さ
が，発生した溢水による水
位を十分な裕度を持って上
回る設計とする。〈3
b．溢水防護対象設備周囲
に浸水防止堰を設置し，溢
に浸水防止堰を設置し，溢
水防護対象設備が没水しな
い設計とする。設置する浸
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】
要求事項との対比 $\qquad$
本文
設置許
，




| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準㚘則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○】：関連する資料と基本設計方針を細づけるための付番 <br> ＜関連する資料〉 <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基蕉規則 <br> 及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |


| 流入防止対策を図り溢水流入を防止することによ被水の影響が発生しない計とする。 <br> 流入防止対策として設置 る壁，扉，堰等は，溢水に り発生する水位や水圧に して流入防止機能が維持 きるとともに，基準地震 S s による地震力等の溢 の要因となる事象に伴い じる荷重や環境に対して要な当該機能が損なわれ い設計とする。 <br> 想定破損による溢水に しては，破損を想定する管について，補強工事等実施により発生応力を低 し，溢水源から除外する とにより被水の影響が発 しない設計とする。 <br> 地震起因による溢水に しては，破損を想定する器について耐震対策工事実施することにより基準震動 S s による地震力に して耐震性を確保する設 とし，溢水源から除外す ことにより被水の影響が生しない設計とする。③消火水の放水による溢 に対しては，溢水防護対 |  |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

[^13]要求事項との対比表 $\qquad$本文
，
（1）溢水源又は溢水経路に
対する対策

する壁，扉，堰等は，溢水に
より発生する水位や水圧に
対して流入防止機能が維持
できるとともに，基準地震
動S s による地震力等の溢
水の要因となる事象に伴い
生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれ
ない設計とする。
b．想定破損による溢水に
対しては，破損を想定する配管について，補強工事等

減し，溢水源から除外する生しない設計とする。
c．地震起因による溢水に
対しては，破損を想定する
機器について耐震対策工事 を実施することにより基準
地震動S s による地震力に
対して耐震性を確保する設
計とし，溢水源から除外す
ることにより被水の影響が
発生しない設計とする。 ${ }^{(3)}$
象設備が設置されている溢

| 赤色：様式－6 に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基潅規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 【OO条 OO I：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 <br> ＜関連する資料〉 <br> - 栐式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |

備考
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第12条 発電用原子炬施設内における溢水等による損傷の防止】
要求事項との対比表 $\qquad$本文
水防護区画において固定式
消火設備等の水消火を行わ
ない消火手段を採用するこ
とにより，被水の影響が発
生しない設計とする。
また，水消火を行ら場合
には，水消火による被水の
影響を最小限にとどめるた
め，溢水防護対象設備に対
して不用意な放水を行わな
いことを消火活動における
運用及び留音事項として
「火炎災防護計画」に定める。
（2）溢水防護対象設備に対
する対策
a．「JIS C 0920 電気機械
器具の外郭による保護等級
器具の外郭による保謢等級
（I P コード）」における第
二特性数字 4 以上相当の保
護等級を有する機器への取
替えを行う。（3）
b．溢水防護対象設備に対
し，実機での被水条件を考
虜しても安全機能を損なわ

り確認した保護力バーやパ
ッキン等による被水防護措
置を行ら。（8）
対する設計方針
1．7．5．3 蒸気放出の影響に
（1）蒸気放出の影響に対す
了評価方針

| 「1．7．2 考慮すべき溢水事 | 同趣旨の記載であるが，表 | $\begin{array}{l}\text { 浸水防護設備 } \\ \text { 象」にて設定した溢水源か }\end{array}$ | 現の違いによる差異あり |
| ---: | :--- | :--- | :--- |
| 2.5 .3 蒸気影響に対する |  |  |  |


| 設計及び工事に係る <br> 【第12条 発電用 | ネジメントシス㐌設内における | に関する説明書に係る による損傷の防止】 | $-7$ |  <br>  <br>  <br>  | 人外の詃峨 <br> 対比 | 100 条 001 ：関連する〈関連する資料〉承式一1 への展開表（補 －技林基淮要求機羄りスス | 基本設計方針を紐づけるための付番 <br> 明資料） <br> 定根拠に関する説明書 別添－1）変更箇所 | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | $\begin{gathered} \text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針 (前) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針 }(\text { 後 }) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 添付書類八 } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 設置 } \\ & \text { 及び基 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 技術基集規則 } \\ & \text { k計方針と対比 } \end{aligned}$ | 備考 |  |
|  |  | い蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について，設定した空調条件や解析区画条件により防護すべき設備 に与える影響を評価し，防護すべき設備が要求される機能を損ならおそれがない設計とする。8n <br> また，漏えい蒸気による環境条件（温度，湿度及び圧力）を想定した試験又は机上評価により，防護すべき設備が要求される機能を損 ならおそれがない設計又は配置とする。 <br> （8） 8 8p【12条21】 |  | らの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け る範囲内にある溢水防護対象設備が蒸気放出の影響に より安全機能を損ならおそ れがないことを評価する。 8n <br> 具体的には，以下に示す要求のいずれかを満足して いれば溢水防護対象設備が安全機能を損ならおそれは ない。（8） <br> a．溢水防護対象設備が溢水源からの漏えい蒸気を考慮した耐蒸気仕樣を有する こと。 ${ }^{3}$ ） <br> b 。溢水防護対象設備が多重性又は多様性を有してお り，各々が同時に溢水の影響を受けないような別区画 に設置され，同時に安全機能を損ならことのないこ と。（1）（4）a 重複） <br> その際，溢水の影響によ り発電用原子炉に外乱が及 び，かつ，安全保護系，原子炉停止系の作動を要求され る場合には，その溢水の影響を考慮した上で，安全評価指針に基づき必要な機器 の単一故障を考慮し，発生 が予想される運転時の異常 な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行う こと。（1）（2）b 重複） <br> （2）蒸気放出の影響に対す |  |  | 評価及び防護設計方針 <br> （8） p 引用元：P37 |  |

52

| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7 <br> 【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】 |  |  |  | ```赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基淮規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比``` |  | 〈絧速さる資枓》 <br>  <br> 前回筑出時的的変更鰘所 |  | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 要求事項との対比表 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 添付書類八 | $\begin{aligned} & \text { 設置 } \\ & \text { 及び基 } \end{aligned}$ | 技術基準規則計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  | 漏えい蒸気の影響によ り，防護すべき設備が要求 される機能を損なうおそれ がある場合は，漏えい蒸気影響を緩和するための対策 を実施する。（8）q <br> 具体的には，漏えい蒸気 による機器への影響を考慮 した試験で性能を確認した保護カバーを設置し，蒸気影響を緩和することにより防護すべき設備が要求され る機能を損ならおそれがな い設計とする。 <br> （8）「【12条22】 |  | る防護設計方針 <br> 溢水防護対象設備が蒸気放出の影響により安全機能 を損なうおそれがある場合 には，以下に示すいずれか又は組み合わせの対策を行 うことにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわ ない設計とする。8q <br> （1）溢水源又は溢水経路に対する対策 <br> a ．溢水防護区画外の蒸気放出に対して，壁，扉等によ る流入防止対策を図り蒸気 の流入を防止する設計とす る。 <br> 流入防止対策として設置 する壁，扉等は，溢水により発生する蒸気に対して流入防止機能が維持できるとと もに，基準地震動S s によ る地震力等の溢水の要因と なる事象に伴い生じる荷重 や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計と する。 <br> b ．想定破損による溢水に対しては，破損を想定する配管について，補強工事等 の実施により発生応力を低減し，破損形状を特定する ことにより蒸気放出による影響を軽減する設計とす る。 <br> c．地震起因による溢水に対しては，破損を想定する機器について耐震対策工事 | 同趣旨 <br> 現の違 | 記載であるが，表 こよる差異あり | 浸水防護設備 <br> 2．5．3 蒸気影響に対評価及び防護設計方針 <br> （8）r 引用元：P37 |  |


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 備考 |
| :---: |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 8） 引用元：P37 |

[^14]\[

$$
\begin{aligned}
& \text { (8)s } \\
& \text { ② 溢水防護対象設備に対 } \\
& \text { する対策 } \\
& \text { a . 蒸気放出の影響に対し } \\
& \text { て耐性を有しない溢水防護 } \\
& \text { 対象設備については, 蒸気 } \\
& \text { 曝露試験又は机上評価によ } \\
& \text { って蒸気放出の影響に対し } \\
& \text { て耐性を有することが確認 } \\
& \text { された機器への取替えを行 } \\
& \text { え \&n }
\end{aligned}
$$
\]

溢水防護対象設備に対
し，実機での蒸気条件を考
慮しても安全機能を損なわ


やパッキン等による蒸気防
護措置を行う。（8）r
1．7．5．4 その他の溢水に対
する設計方針
地下水の流入，屋外タン
突による破損に伴ら漏えい
等の地震以外の自然現象に
伴う溢水が，溢水防護区画
に流入するおそれがある場
合には，壁，扉，堰等により
溢水防護区画を内包するエ
リア内及び建屋内への流入
を防止する設計とし，溢水
防護対象設備が安全機能を
損なわない設計とする。



| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 設の設備を浸水防護施設の設備として兼用）の開放に より，溢水防護区画内にお いて蒸気影響を軽減する設計とする。 <br> （8） S 【12 条 23】 |  |



| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準㚘則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○】：関連する資料と基本設計方針を細づけるための付番 <br> ＜関連する資料〉 <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |

備考 $\square$ $\qquad$
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

要求事項との対比表 $\qquad$本文 | 設置許可申請書 | 設置許可，技術基漼規則 |
| :--- | :--- |
| 及び基本設計有針との対比 |  |海水ポンプ室補機ポンプ

ェリア（以下1．7．5．6 では
「海水ポンプ室」という。）
内にある溢水防護対象設備
が海水ポンプ室内及び室外
C゙発生する溢水の影響を受
けて，安全機能を損なわな
い設計とする。
具体的には，波及的影響防止及び津波の浸水を防止
耐雲禣強対策に加え，海水 ポンブ室外で発生する に起因する屋外タンク破損 による溢水が，なったする ために，壁，扉，堰等による溢水伝播防止対策を図る設
計とする。
海水ポンプ室内で発生す
る想定破損による溢水，消
火水の放水による溢水及び
降水による溢水について伝播防止対策を図る設計と
さらに，海水ポンプ室内 の多重性を有する溢水防護
对象設備を別区画に設直す同時に機能を損ならことの ない設計とする。
 の機能呪失高さは，発生し確保する設計とする。③

| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書 |
| :---: | :---: | :---: |
| 基本設計方針（前） | 設工認申請書 |
| 基本設計方針（後） |  |



| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基哖規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○1：関連する資料と基本設計方針を組づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式一 1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |

回

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】
要求事項との対比表

$$
\begin{gathered}
\text { 亸置許可申請書 } \\
\text { 本文 }
\end{gathered}
$$

| $\begin{array}{c}\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 添付書類八 }\end{array}$ | $\begin{array}{c}\text { 設置許可，技術基準規則 } \\ \text { 及び基本設計方針との対比 }\end{array}$ |
| :---: | :---: |
| $\begin{array}{c}\text { 1．7．6 溢水防護区画を内包 } \\ \text { するエリア外及び建屋外 }\end{array}$ |  |
| $\begin{array}{c}\text { からの流入防止に関する } \\ \text { 設計方針 } \\ \text { 溢水防護区画を内包する }\end{array}$ |  |
| 同趣旨の記載であるが，表 |  |


| $\begin{array}{c}\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 添付書類八 }\end{array}$ | $\begin{array}{c}\text { 設置許可，技術基準規則 } \\ \text { 及び基本設計方針との対比 }\end{array}$ |
| :---: | :---: |
| $\begin{array}{c}\text { 1．7．6 溢水防護区画を内包 } \\ \text { するエリア外及び建屋外 }\end{array}$ |  |
| $\begin{array}{c}\text { からの流入防止に関する } \\ \text { 設計方針 } \\ \text { 溢水防護区画を内包する }\end{array}$ |  |
| 同趣旨の記載であるが，表 |  |


| $\begin{array}{c}\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 添付書類八 }\end{array}$ | $\begin{array}{c}\text { 設置許可，技術基準規則 } \\ \text { 及び基本設計方針との対比 }\end{array}$ |
| :---: | :---: |
| $\begin{array}{l}1.7 .6 \text { 溢水防護区画を内包 } \\ \text { するエリア外及び建屋外 }\end{array}$ |  |
| $\begin{array}{l}\text { からの流入防止に関する } \\ \text { 設計方針 } \\ \text { 溢水防護区画を内包する }\end{array}$ |  |
| 同趣旨の記載であるが，表 |  |


| $\begin{array}{c}\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 添付書類八 }\end{array}$ | $\begin{array}{c}\text { 設置許可，技術基準規則 } \\ \text { 及び基本設計方針との対比 }\end{array}$ |
| :---: | :---: |
| $\begin{array}{l}1.7 .6 \text { 溢水防護区画を内包 } \\ \text { するエリア外及び建屋外 }\end{array}$ |  |
| $\begin{array}{l}\text { からの流入防止に関する } \\ \text { 設計方針 } \\ \text { 溢水防護区画を内包する }\end{array}$ |  |
| 同趣旨の記載であるが，表 |  |


| 溢水防護区画を内包する |
| ---: | ---: |
| エリア外及び建屋外で発生 | 同趣旨の記載であるが，表

を想定する溢水が，溢水防

| を想定する溢水が，溢水防 |
| :--- |
| 護区画に流入するおそれが |
| ある場合には，壁，扉，堰等 |
| により溢水防護区画を内包 |
| するエリア内及び建屋内へ |
| の流入を防止する設計と |
| し，溢水防護対象設備が安 |
| 全機能を損なわない設計と |
| する。⑧u |


| 護区画に流入するおそれが |
| :--- |
| ある場合には，壁，扉，堰等 |
| により溢水防護区画を内包 |
| するエリア内及び建屋内へ |
| の流入を防止する設計と |
| し，溢水防護対象設備が安 |
| 全機能を損なわない設計と |
| する。（8） |


| 護区画に流入するおそれが |
| :--- |
| ある場合には，壁，扉，堰等 |
| により溢水防護区画を内包 |
| するエリア内及び建屋内へ |
| の流入を防止する設計と |
| し，溢水防護対象設備が安 |
| 全機能を損なわない設計と |
| する。（8） |


| 護区画に流入するおそれが |
| :--- |
| ある場合には，壁，扉，堰等 |
| により溢水防護区画を内包 |
| するエリア内及び建屋内へ |
| の流入を防止する設計と |
| し，溢水防護対象設備が安 |
| 全機能を損なわない設計と |
| する。（8） |


| 護区画に流入するおそれが |
| :--- |
| ある場合には，壁，扉，堰等 |
| により溢水防護区画を内包 |
| するエリア内及び建屋内へ |
| の流入を防止する設計と |
| し，溢水防護対象設備が安 |
| 全機能を損なわない設計と |
| する。（8） |


| 護区画に流入するおそれが |
| :--- |
| ある場合には，壁，扉，堰等 |
| により溢水防護区画を内包 |
| するエリア内及び建屋内へ |
| の流入を防止する設計と |
| し，溢水防護対象設備が安 |
| 全機能を損なわない設計と |
| する。（8） |


| 護区画に流入するおそれが |
| :--- |
| ある場合には，壁，扉，堰等 |
| により溢水防護区画を内包 |
| するエリア内及び建屋内へ |
| の流入を防止する設計と |
| し，溢水防護対象設備が安 |
| 全機能を損なわない設計と |
| する。（8） |


| 護区画に流入するおそれが |
| :--- |
| ある場合には，壁，扉，堰等 |
| により溢水防護区画を内包 |
| するエリア内及び建屋内へ |
| の流入を防止する設計と |
| し，溢水防護対象設備が安 |
| 全機能を損なわない設計と |
| する。（8） |



備設計の明確化
（循環水系隔離システム）
$\qquad$


|  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br> 【96类2I】 n （8） ${ }^{\circ} \mathrm{G}$ <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  <br>  |  |  |




| 赤色：様式－6 に関する記載（付番及び下線） <br> 青色 ：設置変更許可本文及ぴ添付書類八からの引用以外の記载 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基哖規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | I 1 O条 OO I：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 備考 |
| :---: |
|  |
|  |
|  |
| （7）b 引用元：P42 |


| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基準㚘則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | IOO条○○】：関連する資料と基本設計方針を細づけるための付番 <br> ＜関連する資料〉 <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 設置許可申請書 <br> 添付書類八 | 設置許可，技術基漼規則 <br> 及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 割合が当該系統の運転して |  |  |

割合が当該系統の運転して
いる時間の $2 \%$ 又はプラン
ト運転期間の $1 \%$ より小さ
い）により低エネルギー配
管としている設備について
は，運転時間管理を行う。
（1）（8） g 重複）
（4）内部溢水評価で用いる
屋外タンクの水量を管理す る。〈5
（5）地震起因による溢水に おいて，溢水源となる機器
のうち運用によって溢水を
考慮しない機器について，
プラント運転中及び停止中
において系統運用を停止
し，隔離（水抜き）する。（5）
（6）溢水防護区画におい
て，各種対策設備の追加，資
機材の持込み等により評価
条件としている床面積に見
直しがある場合は，あらか
じめ定めた手順により溢水
評価への影響確認を行う。
 らの排水を阻害する要因に
対し，それを防止するため
の運用を実施する。 ${ }^{\text {5 }}$ ）
の運用を実施する。 5 ）
（8）施設定期検査作業

機や扉の開放等，影響評価
上設定したプラント状態の
一時的な変更時において
もっその状態を踏まえた必
要な安全機能が損なわれな
要な安全機能が損なわれな
い運用とする。 5 」
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】
要求事項との対比 $\qquad$
本文
要求


| 赤色：様式－6に関する記載（付番及び下線） <br> 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記载 <br> 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 <br> 緑色：技術基淮規則と基本設計方針（後）との対比 <br> 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 | 【OO条○○1：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <br> ＜関連する資料＞ <br> - 様式 -1 への展開表（補足説明資料） <br> - 技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添－1） $\qquad$ ：前回提出時からの変更箇所 |
| :---: | :---: |


| 設置許可申請書 |
| :---: | :---: | :---: |
| 添付書類八 | 設置許可，技術基漼規則

要求事項との対比表


対策所及び通信連絡を行う
ために必要な設備は，a．設

 （c－1）多様性，位置的分散，悪影響防止等 （c－1－1）多様性，位置的分
散
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7

| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書 |
| :---: | :---: | :---: |
| 基本設計方針（前） |  |\(\quad \begin{gathered}設工認申請書 <br>

基本設計方針（後）\end{gathered}\)

| 設工認申請書 <br> 本設計方針（後） | 設置許可申請書 <br> 本文 |
| :---: | :---: |

，

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 設工認申請書 基本設計方針（前） | 設工認申請書 基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 又はその周辺において想定 される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因と なるおそれがある事象であ って人為によるもの（人為事象），溢水，火災及びサポ ート系の故障を考慮する。 <br> 重大事故緩和設備につい ても，共通要因の特性を踏 まえ，可能な限り多様性を有し，位置的分散を図るこ とを考慮する。（3）a <br> （c－1－1－1）常設重大事故等対処設備 <br> 常設重大事故防止設備 は，設計基準事故対処設備等の安全機能と共通要因に よって同時にその機能が損 なわれるおそれがないよ う，共通要因の特性を踏ま え，可能な限り地震，津波，溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は，設計基準事故対処設備等と同時 に機能を損なうおそれがな いように，可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。（3）b <br> （c－1－1－2）可搬型重大事故等対処設備 <br> 地震，津波，溢水及び火災 に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故対処設備等及び常設重大事 |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第12条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | $\begin{gathered} \text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針 (前) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針 (後) } \end{gathered}$ | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 故等対処設備と同時に機能 を損ならおそれがないよう <br> に，設計基準事故対处設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し て保管する設計とする。（3）c <br> ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 <br> （3）その他の主要な事項 <br> （ii）浸水防護設備 <br> b．内部溢水に対する防護設備 <br> 安全施設は，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計と する。回（11）重複） <br> そのために，発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因 を含む。），消火系統等の作動，使用済燃料プール等の スロッシングその他の事象 による溢水が発生した場合 においても，発電用原子炉施設内における壁，扉，堰等 により，溢水防護対象設備 が安全機能を損なわない設計とする。 <br> また，使用済燃料プール の冷却機能及び使用斎燃料 プールへの給水機能を維持 できる設計とする。①（2）a重複） | 10．その他発電用原子炬の附属施設 |  |  |




設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－ 6
【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】


様式－6

各条文の設計の考え方
第 12 条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）
1．技術基準の条文，解釈への適合性に関する考え方

| No． | 基本設計方針で記載する事項 | 適合性の考え方（理由） | 項－号 | 解釈 | 添付書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1） | 安全機能を損ならおそれ がない設計 | 技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。 | 1 | 2 | b |
| （2） | 発電用原子炉の高温停止 ～使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計 | 同 上 | 1 | 2 | b |
| （3） | 重大事故等対処設備の溢水評価に対する設計方針 | 第 54 条からの要求事項を記載して いる。 | － | － | b |
| （4） | 防護対象設備に関する記載 | 防護対象設備の選定方針および要求される機能を記載している。 | 1 | 2 | b |
| （5） | 溢水源，溢水量に関する記載 | 溢水源及び溢水量の考え方を記載 している。 | 1 | 1 | b |
|  |  |  | 2 | － |  |
| （6） | 溢水防護区画，溢水経路 に関する記載 | 防護対象設備が配置される区画及 び溢水経路の設定方針を記載して いる。 | 1 | 2 | b |
|  |  |  | 2 | － |  |
| （7） | $\begin{aligned} & \text { 管理区域外への漏えい防 } \\ & \text { 止 } \end{aligned}$ | 技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。 | 2 | － | $b \sim f$ |
| （8） | 溢水評価に関する記載 | 溢水評価の方針，評価結果及び必要 となる防護措置等に関する記載を している。 | 1 | $\begin{aligned} & 1 \\ & 2 \end{aligned}$ | $a \sim f$ |
|  |  |  | 2 | － |  |
| （9） | 消火水の誤放水 | 消火水の不用意な放水を行わない ことについては，保安規定で担保す る旨を記載している。 | 1 | 2 | b |
| （10） | 施設定期検査時の設計方針及び評価に関する記載 | 施設定期検査時における設計方針 および評価の考え方に関する記載 をしている。 | 1 | $\begin{aligned} & 1 \\ & 2 \end{aligned}$ | b |
|  |  |  | 2 | － |  |
| （11） | 評価条件変更に伴ら溢水評価の実施に関する運用 | 溢水評価条件の変更の都度，溢水評価を実施することについては，保安規定で担保する旨を記載している。 | － | － | b |
| （12） | 継続的な肉厚管理 | 応力評価に影響がないように肉厚管理の実施については，保安規定で担保する旨を記載している。 | － | － | b |
| （13） | 当該配管の運転時間実績管理 | 高エネルギ配管のうち，低エネルギ配管とする系統の運転時間実績の管理ついては，保安規定で担保する旨を記載している。 | － | － | b |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—6
【第 12 条 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止】


様式－6

| （14） | 手動による漏えい停止 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | | 手動による漏えい停止の手順につ |
| :--- |
| いては，保安規定で担保する旨を記 |
| 載している。 | －


[^0]:    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし【番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
    較表において追記したもの（比較対象外）

[^1]:    記載方針の相違
    （防護すべき設備としての重大事故等対処
    設備の機能を目体的に記載していろ）

[^2]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所
    【】番号：様式一 7 との紐づけを示す番号であり，本比
    【】番号：様式一7との紐づなたすす番号であり，本

[^3]:    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所【】番号：様式一 7 との紐づけを示す番号であり，本比【】番号：様工 -7 との紐づけを小す番号であり，本

[^4]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし【番号：様式 -7 との紐つけを示す番号であり，本比 －較表において追記した
    象外)

[^5]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所

    【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比

[^6]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
    【番号：様式一 7 との組つけを示す番号であり，本
    較表において追記したもの（比較対象外）

[^7]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
    ：前回提出時からの変更箇所

    【番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
    較表において追記したもの（比較対象外）
    較表において追記したもの（比較対象外）

[^8]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所

    【番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比較表において追記したもの（比較対象外）

[^9]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所
    【】番号：様式一 7 との紐づけを示す番号であり，本比
    較表において追記したもの（比較対象外）

[^10]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比【】番号：様式一 7 との紐つけを示す番号であり，本

[^11]:    設置許可申請書

[^12]:    役置許可申請書

[^13]:    設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
    【第12条 発電用原子炬施設内における溢水等による損傷の防止】

[^14]:    設置許可，技術基準規則
    及び基本設計方針との対比
    及び基本設計方針との対比

    | 設置許可申請書 |
    | :---: | :---: |
    | 沃付書頪八 |

